

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年六月十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第七十号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成十六年広島県規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第十一号中「整備した施設」を「建設し、かつ、維持管理及び運営する施設」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。